質問第四 号

消防職員採用時の色覚検査に関する質問主意書

提出者

大西

健介

消防職員採用時の色覚検査に関する質問主意書

厚労省は、二〇〇一年に労働安全衛生規則を一部改正し、 雇用時健診の色覚検査を原則廃止し、 就職に際

して根拠のない制限をしないよう通達を出している。

ところが、ある調査によると、本年度、愛媛県内では、 消防職員採用時に多くの自治体や一部事務組合に

おいて色覚検査を受験生に求め、 検査結果を採用に影響させていたことが判明しているが、この件につき、

消防職員としての職務遂行上、色覚検査を行う必要があるのか。

実際に、 消防職員採用時に色覚検査を行っている事例が散見される中、 まず、全国の実態を把握すべき

ではないか。

三 仮に必ずしも必要がないにもかかわらず、 消防職員採用時に色覚検査が広く行われている実態があると

すれば、改めるよう措置を講ずるべきではないか。

右質問する。